

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 河川砂防課

法令名	河川法	法令番号	昭和39年法律第167号		
手続名	河川の従前の機能の維持のための指示	根拠条項	第44条第1項		
処分基準	1. 「河川法第二章第三節第三款（ダムに関する特則）等の規定の運用について」（昭和41年5月7日建設省建河発第178号、建設省河川局長通達）の記の2による。				
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 河川砂防課	交付機関 河川砂防課	目次No.